

## 平成28年度予算要望への回答

### I 障害者差別解消法の理念と内容の周知を図ること

平成28年4月から障害者差別解消法が施行される。障害者差別解消法は障害福祉だけでなくすべての分野に関係している。法の施行をふまえて、市職員研修の必須テーマとし、理念及び内容を周知すること。あわせて一般市民にたいしても、法の理念及び内容の理解と周知を図ること

#### ・研修に関して【総務部・人事課】

平成28年度から、市職員に対する意識啓発の取り組みとして、「新規採用研修」「新任係長研修」「新任課長研修」の研修の中に法の趣旨や障害者理解についての説明を加えています。

また、平成21年度、市職員の知的障害者及び精神障害者などへの理解を深めるため、市で初めて知的障害者1名を人事課(研修担当)の業務に従事する臨時職員として、任用しました。

平成22年度以降は、対象に精神障害者などを加え、毎年度2名任用し、総務部に限らず、市役所内の各部局に配置しています。

平成28年度についても、引続き職場体験実習臨時職員として任用する予定です。

今後も、意識啓発に取り組んでいきます。

#### ・市民への周知に関して【福祉部・障害福祉課】

障害者差別解消法の周知・啓発については、広報よこすかやポスター、市ホームページのほか、一般市民を対象とした講演会の実施や啓発パンフレットの作成などを通して理解と周知を図っていきます。

### II 障害児・者に関する生涯一貫した支援体制のシステムを構築すること

児童福祉法・障害者総合支援法・学校教育法などの法律間の関連調整のもとに、当事者への適切な支援体制を構築すること。特に児童生徒期に特段の配慮をすること

※IIについては高齢福祉課、児童相談所、こども健康課、支援教育課協議済み

#### 【こども育成部・こども青少年支援課】

生涯一貫した支援を考える中で、現在の法体系では18歳を境に児童から成人へと移行することとなり、同じ支援でも担保する法律が異なる場合があるため、法改正等による影響等について各主管課が相互に情報共有し、適切な支援にあたるよう努めてまいります。

児童生徒期については、児童・生徒の状況把握や生育歴を踏まえ、一人ひとりのニーズに合わせた適切な支援を行ってまいります。

### Ⅲ 相談について

※Ⅲについては高齢福祉課、こども青少年支援課、児童相談所、こども健康課、支援教育課協議済み

#### 1. 基幹相談支援センターの設置に向けて

市は、「第4期横須賀市障害者福祉計画」において基幹相談支援センターを平成29年度に設置するとしている。設置にあたっては、すべての年代を対象にすること。併せて、基幹相談支援センターと行政機関の役割や位置づけを明確にするとともに、基幹相談支援センターが十分に機能していくことができる予算措置を講ずること

##### 【福祉部・障害福祉課】

基幹相談支援センターの役割としては、「障害の種別や年齢に関わりなく、医療・保健・福祉・教育・労働などの多種多様な相談内容に一次的に対応できる、障害に関する総合的な相談窓口」、「利用者からの相談の内容によって、主訴を明らかにするインテークの能力」、「適切な関係機関に丁寧につなぐ、コーディネート能力」が必要であると考えています。

また、今後、行政と基幹相談支援センターとの役割・位置づけを十分に意識しながら検討していきたいと考えています。

なお、基幹相談支援センターに求められる役割が十分に果たせるような予算措置についても、最大限努力していきたいと考えています。

#### 2. 福祉サービス利用計画作成の周知に向けて

福祉サービス利用計画作成の周知が不足しているため、障害福祉サービスを実施している全事業所及び学校に説明会を実施すること。また、パンフレットを関係する部課すべての窓口で配架することにより、制度の周知を図ること

##### 【福祉部・障害福祉課】

本市では、平成26年度より、サービス等利用計画の内容や手続きをわかりやすく記載したパンフレットを作成し、サービス等利用計画を必要とする方への周知に努めています。

現状では、関係する部課すべての窓口でパンフレットを配架しているわけではありませんが、サービス等利用計画作成の必要性については、障害福祉サービス等の新規申請や支給決定の更新の際に、障害福祉課の窓口や郵送による文書等により説明し、制度の周知を図っています。

また、サービス提供事業所、保護者、障害者団体等からのご希望があれば、必要に応じて、説明会等を開催し、サービス等利用計画作成の更なる周知に努めていきたいと考えています。

#### IV 療育相談センター関係

療育相談センター設置の際に掲げた理念（「子どもの育ちを支援できる家族にする」ための支援、「学校卒業後も地域で本人が望む暮らしができるようにする」ための支援）を目指すこと

##### 1. 相談、利用計画について

- (1) 障害受容や日々の子どもの向き合い方について、障害児の家族は納得できる説明や支えを必要としている。そのためにも、センターは行政サービス・民間サービスなどフォーマル・インフォーマルな支えについて十分に把握し、求められている情報を家族に丁寧に伝えること。また支援者ごとの支援内容を同一レベルにすること

##### 【こども育成部・こども青少年支援課（療育相談センター）】

行政機関及び民間事業者等が行うサービスについては、事業者等が集まる会議・連絡会等を通じて情報を把握し、ご家族が必要とする情報を丁寧に伝えるとともに、ご家族で出来る訓練等についても、これまで以上に伝えて行くよう努めます。

また、職員のスキルについては内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加しスキルアップに努めます。

- (2) 上記を踏まえて対象者すべてに障害児支援利用計画を計画相談員が作成すること。現在やむをえずセルフプランとなっている対象者は段階を追って全員が計画相談員作成となるようにすること。また、作成に当たっては福祉サービス事業所だけではなく学齢時の計画作成に関しては学校の教員も参加すること

##### 【こども育成部・こども青少年支援課（療育相談センター）】

障害児支援利用計画の作成について、療育相談センターでは全て計画相談員が作成しており、通園施設を利用されている方は全て計画相談員が利用計画を作成しています。

また、学齢期の方につきましては、学校での状況等も十分に参考にして利用計画を作成するよう努めていきます。

- (3) 家族へのインフォーマルな支えの構築のため、民生児童委員などとの合同懇談会を各地区で開催するなど、地域啓発の取り組みをすること。

##### 【こども育成部・こども青少年支援課】

こども青少年支援課では、発達障害に関する啓発活動として、地域や団体からの要請で出前トーク等を実施しております。

##### 2. 家族をトータルに見るためにも、児童相談所等と密接に連携をとる担当者が必要なため、福祉部門の責任者として副所長職を置くこと

**【こども育成部・こども青少年支援課（療育相談センター）】**

現在の職員配置状況で、児童相談所等と適切に対応していきたいと考えています。

3. 特に就学の際に混乱が生じているため、利用年限は現在も18歳であることを現在の利用者にきちんと伝えること

**【こども育成部・こども青少年支援課（療育相談センター）】**

不正確な情報による混乱を招かぬよう伝えていきます。

4. 機能訓練について

- (1) 他の機関で機能訓練を行っている者については、訓練内容について積極的に情報を得るように努め、連携してより良い療育を行えるようにすること。他の機関との連携や情報共有をどのように行っているか明らかにすること

**【こども育成部・こども青少年支援課（療育相談センター）】**

他の機関で機能訓練を行っている方については、より一層の情報共有に努め、より良い療育を行っていきます。

- (2) 個別の機能訓練計画書の内容をさらに個人差に配慮したものにし、その目標や方法について保護者と共有すること。通所施設での従事保育士が行う訓練のほかに、保護者等が家庭で継続して行いやすい訓練の方法を記入し、交付することで「見える化」すること。保護者等が行った訓練について評価し共有すること

**【こども育成部・こども青少年支援課（療育相談センター）】**

機能訓練については利用者ごとに目標を設定し、個々の状態に応じた訓練計画を作成しています。

保護者等が家庭で継続して行える訓練については、施設で行っている訓練等を考慮した上で、本人、保護者等の過重な負担とならないよう配慮しつつ伝え、評価していくよう検討していきたいと考えております。

5. 学校及び家族への就学前後の支援体制を強化すること。巡回相談など使える支援をきちんと伝え、不安がないようにすること

**【こども育成部・こども青少年支援課（療育相談センター）】**

「本人・保護者と共につくる支援シート」（イエローファイル）の作成に協力しているほか、小学校入学後の落ち着いた時期に、療育相談センターの相談員が学校に出向いています。

巡回相談については、必要に応じ随時利用できることを、さらに周知していきます。

6. 通園・行事参加の際の家族負担を検証すること

**【こども育成部・こども青少年支援課（療育相談センター）】**

通園利用の方について、雨天時はこども青少年給付課の通路を利用できるよう了解を得ました。

遠足等の行事におけるマイクロバス利用は、医療型に通園している医療的急変による対応等が困難と思われるお子さまについて、自家用車等による参加をお願いしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

7. 本人や家族が地域で同年齢の子どもたちと同じ場で育てたい等の希望で申し込んだ民間幼稚園・保育園から入園を断られることがある。合理的配慮として、入園拒否の理由に建物の構造・人員配置などの課題があれば、入園できるように市として支援すること。また、支援の方法が不明の場合は療育相談センターがコンサルテーションを行うこと

**【こども育成部・教育保育支援課】※こども青少年支援課協議済み**

教育・保育施設の入所に関しては、希望する教育・保育施設に相談していただき、施設においてお子様の心身の状態を確認し、受け入れ可能であれば入所を進めているところです。

なお、入所後のケアに関しては療育センターが園又は保護者の要請に応じて、コンサルテーション又は巡回相談を行っております。

また、現行の子ども・子育て支援新制度においては、障害者手帳等をお持ちのお子様を受け入れている教育・保育施設に、人員配置が整うよう給付を上乗せしています。

8. 家族が希望を持って障害児を育てることを支援していくためにも、センター内の講師だけではなく外部講師や市内の当事者親の会などとの座談会を増やすこと

**【こども育成部・こども青少年支援課（療育相談センター）】**

療育相談センターでは外部講師を招いて療育講演会を実施しています。

また、ひまわり園にて、保護者会が中心となり卒園した先輩保護者の方々を招き情報交換を行っております。

9. 発達障害者を支援している圏域の発達障害者支援センターから、『横須賀市内において18歳までの支援が不足している』という指摘があったことから、18歳まで継続してかかわるための仕組みとして、放課後デイサービスを実施すること

**【こども育成部・こども青少年支援課（療育相談センター）】**

現状の療育相談センターは、あくまで診療、療育、通園施設と位置付けており、放課後デイサービスの実施については、現状の体制では困難です。

なお、診療、相談については概ね 18 歳まで受け付けております。

10. 療育相談センターで診断した人（すでに利用していない人には連絡を取る）に現状を聞き、現在の社会資源では足りない支援を集積し提示・提案すること

**【こども育成部・こども青少年支援課（療育相談センター）】**

療育相談センターは社会資源の一つで、支援の内容についても事業所ごとに様々であることと認識しており、支援等については個別にご相談いただきたいと思います。

11. 施設を使用していない夜間や休日に、地域（当事者の会、親の会、訓練会など）へ開放すること

**【こども育成部・こども青少年支援課（療育相談センター）】**

療育相談センターは、貸館施設ではありませんので、一般開放はできませんが、指定管理者が主催、共催するようなスタンスであれば可能と考えております。

## V 療育すこやかガイドブックについて

1. 初めて見た家族が、相談の内容にあった電話番号がわかるように工夫すること。詳細を載せている後半の部分に障害児支援利用計画についての記載をすること

**【こども育成部・こども青少年支援課】**

療育すこやかガイドブックに掲載されている支援機関については、それぞれ連絡先を掲載しており、また、平成 28 年度版の表紙には、作成の事務局であるこども青少年支援課障害児保健福祉係の連絡先を掲載しました。

障害児支援利用計画につきましては、障害児相談支援の中でサービス実施事業所について記載しております。

2. 情報弱者に配慮する観点から、ホームページに載せるだけでなく冊子本体を障害福祉課窓口や小児科のある病院・医院にもおくこと

**【こども育成部・こども青少年支援課】**

療育すこやかガイドブックにつきましては、障害福祉課をはじめ、市内全ての行政センター、健康福祉センターなどの関係機関に配架しており、また市内の総合病院、小児科等の医療機関へも配架をお願いしております。

## VI 教育関係

1. 入学前の事前の介助員手配について確実にを行うこと。療育相談センターなどの就学前施設との連携強化、支援シートを活用するなど、入学前の障害の状況を事前に十分に把握し準備を行うこと。クラス編成や担任の決定を時間的な余裕をもって行い、入学後の保護者の付き添いを強要しないこと

### 【学校教育部・支援教育課】

従来より学校全体で支援教育に取り組み、配慮を必要とする子どもには校内組織で対応することを基本として進めています。また、就学相談の際に各機関と連携したり、年度当初から人的配置も行ったりしているところです。就学にあたり、入学期のスムーズな学校生活への移行にあたっては、一人ひとりの児童生徒の状況に応じて対応します。原則として保護者の付き添いを強要することはありませんが、一定期間保護者に対応の仕方や支援の仕方を教えていただくということでご協力をお願いすることはあります。その際は学校と協議の上でお願いします。また、付き添いの期間が長くなったり、保護者との合意がない中で強要したりするのであれば改善を促します。

2. 特別支援学校、特別支援学級、通常学級の選択は本人（保護者）に決定権があることを現場の学校長と各担任教員に再確認と徹底をすること。

また、就学後も教員の力不足などを感じる場合には、支援教育コーディネーターが中心となって学校内外の様々な支援を得、本人と家族の希望する学校生活を引き続き送れるようにすること

### 【学校教育部・支援教育課】

このことについては、法に基づいて進めていきます。医学・心理学等の専門家の意見を基に本人や保護者と協議を行い、本人・保護者の意向を十分に尊重して教育委員会が決定します。今後も本人・保護者の意向を大切にして教育相談を進めてまいります。

特別支援学級担当には、教育委員会主催の研修講座を実施し、教職員の専門性を高めています。また、担当教員だけでなく支援教育コーディネーターと教職員間で連携をして支援を進めていきます。

3. 障害について児童生徒の理解を得るための取り組みを支援すること。学校や保護者から要請があった場合、当会や市内外の当事者の会、親の会などに打診すること

### 【学校教育部・支援教育課】

障害の有無にかかわらず、支援や配慮を要する児童・生徒も含め、実態の把握や対応の方法等についての研修会を行っています。特に障害について児童・生徒の理解を得るための取り組みについては場所や時間の決定も含めて検討し、前向きに進めてまいります。

#### 4. 障害児支援利用計画について知る機会を設けること

要請があれば、障害児支援利用計画の作成のための話し合いに学校教員も参加すること

##### 【学校教育部・支援教育課】

障害児支援利用計画については、特別支援学級担当者とともに支援教育コーディネーターへ情報発信し、各学校への周知徹底をしております。

障害児支援利用計画作成にあたっては、保護者の同意のもと学校での支援内容等の情報提供に協力しております。

## Ⅶ 就労関係

### ※Ⅶについては支援教育課協議済み

1. 知的障害や精神障害より雇用が進んでいるとはいえ、身体障害者の100%が雇用されているわけではない。1人でも多くの障害者雇用を実現する手立てとして身体障害者も雇用奨励金の対象とする方法を検討すること

##### 【福祉部・障害福祉課】

障害者雇用は、すべての事業主に対する責務となりますが、雇用奨励金は、身体障害者と比較してなかなか雇用が進まない知的障害者及び精神障害者の雇用を促進するため、事業主に交付しているものです。

したがって、現時点では、身体障害者を助成対象とする見直しは考えていませんが、今後の研究課題とさせていただきます。

なお、一般就労に困難さを抱える障害者については、身体障害者を含めて、よこすか就労援助センターが中心となって支援していきます。

2. 雇用が進まない知的、精神の障害をもつ人を、何故横須賀市として職員採用に踏み切れないのか。その理由と今後の具体的な対策について述べること

##### 【総務部・人事課】

知的障害者、精神障害者の雇用の推進に向けて、知的障害者等職場体験実習を平成21年度から実施し、これまでに知的障害者4名、精神障害者9名、合計13名を任用しています。

平成26年度から勤務日数をこれまでの週2日から週3日間とし実施していますが、働く方の心身に負担をかけてしまう場合もあり、働く方に応じた勤務日数や勤務時間などの工夫が課題となっています。

今後も引き続き、知的・精神障害者の任用について、職務内容や任用形態など、どのような形であれば実現できるのか関係部局間で検討を深めてまいります。

3. 「横須賀市内における障害者施設や作業所の自主製品と取り組んでいる仕事



一覧」(市障害福祉課)に製品、実績を写真他で確認できるページを設け、市のホームページでも自由に閲覧できるようにすること

**【福祉部・障害福祉課】**

平成28年度より、従来の「横須賀市内における障害者施設や作業所の自主製品と取り組んでいる仕事一覧」(文字版)について、「買う」「注文する」という視点から、記載内容やレイアウトを見直しました。

また、新たに写真版の仕事一覧を作成し、市のホームページに掲載することとしています。

4. 障害者雇用の周知について、商工会議所、ハローワークに対して積極的に行い(例:意見交換会への参加)、市の責務としてすべての企業に広報を行うこと。また、障害者の就労に関するネットワークの中心になる機関を決め、積極的に障害者雇用の周知を図ること

**【福祉部・障害福祉課】※経済部協議済み**

市内には、よこすか就労援助センターの主催による連絡会議、ハローワークの主催による連絡会議、障害とくらしの支援協議会の「しごと支援連絡会」など、障害者の就労に関する様々なネットワークが構築されていますので、今後も、これらのネットワークにおける取り組みなどを通じて、一般企業も含め、可能な限り、障害者雇用の周知を図っていきたいと考えています。

なお、障害者の就労に関するネットワークの中心となる機関については、それぞれの機関の役割や業務の対象となる人や団体が異なっていますので、現状では、相互に連携しながら、障害のある方の就労の促進を図っていくべきものと考えています。

5. 横須賀市に障害をもつ人たちが働くソリューションセンター(新しいビジネスモデルによる組織の課題解決)を設置すること

ソリューションセンターの導入は、市職員のあらゆる雑務を、障害をもつ人たちが引き受けることにより、各部署の業務が円滑になるシステムであり、就労系事業所や施設、作業所の利用者がそのセンターにスムーズに移行できることにも期待がもてる。また一般企業の手本にもなり、全市的に障害者雇用の機運が高まる。なお、ソリューションセンターの拠点は総合福祉会館2階が最適である

**【福祉部・障害福祉課】**

現在、市の業務のうち、データ入力、市民向け書類の封入・発送、庁内の配布物の仕分け業務等については、課ごとに臨時職員を採用し、他の業務と合わせて職員の補助をしています。その業務の中には、市民の皆様の個人情報を取り扱うものも多く、個人情報の保護を最優先にするため、その事務の担当課ごとに業務を取り扱う必要があると考えます。

個人情報扱わない一時的な業務については、今後も優先調達推進法に基づき、障害者就労支援施設等に発注を行うよう、調整したいと考えています。

このようなことを踏まえ、市の業務の切り出し方やその業務量、他都市の状況など、今後研究をしていきたいと考えています。

6. 2015年6月18日の意見交換会夜の部に参加した、「長沢ベーカリー」職人（利用者）のみなさんによる下記の訴えについて横須賀市職員の考えを伺いたい

- ①日給150円をどう思いますか？
- ②あなたなら日給150円でどんな暮らしができますか？
- ③いつまでも親に頼っていかねばならないのですか？

**【福祉部・障害福祉課】**

- ① 「長沢ベーカリー」は、生活介護事業所であるため、日給150円は給与ではなく、最低賃金の適用を受けない工賃であると認識しています。  
工賃であるならば、月額に換算すると3,000円程度となるため、就労継続支援B型事業所の工賃の平均額の基準は満たしていることにはなりますが、決して十分な金額ではないと考えています。
- ② 日給150円のみでは、単身で、通常の日常生活を送ることはできないと考えていますが、親族との同居や障害基礎年金を受給することができれば、生活は成り立つものと考えています。
- ③ 必ずしもすべての方が親元から独立する必要はないと考えていますが、本人が希望する場合には、親元を離れ、地域で自立した生活が送れるよう、生活の場の支援、日中活動の場の支援、働く場の支援などを、市が行っていく必要があると考えています。

7. 同じく参加した方からの意見である「性同一性障害をもちながら働くこと」について啓発していくこと

**【市民部・人権男女共同参画課】**

性同一性障害を含めた性的マイノリティに関する正しい知識の周知のため、パネル展示や啓発リーフレットの配布などを行い、差別や偏見をなくす取り組みを進めます。

**VIII 地域生活支援関係**

1. 医療型障害児入所施設について ※こども青少年支援課協議済み

- (1) 医療型障害児入所施設は開設されたが、スタッフ不足によって施設全体での利用ができない状況である。横須賀市として引き続き安定した運営ができるように支援すること

### 【こども育成部・児童相談所】

施設の運営にあたっては看護師及び看護補助者の確保が重要であることは前年と変わっておりません。「ライフゆう」の開設手順は「第一病棟」である3階の開設後にスタッフが集まり次第「第二病棟」である4階をオープンすることになっていました。しかし、厚労省の取扱い通知により、「高層建築の2つにまたがるフロアーを一つの病棟とみなしてもさしつかえない」という部分の解釈により、「ライフゆう」の3階・4階部分を合わせて1病棟として考えることにより現状で最大50床の入所者を受け入れることができるようになりました。今後もさらに当初の計画人数（64名）の入所ができるように支援していく予定です。

- (2) 関係者・家族との意見交換の場の検討が前年度の回答にでていた。この1年の法人との検討内容を明らかにし、意見交換ができるようにすること

### 【こども育成部・児童相談所】

法人との意見交換は主に施設の運営にかかわることで行いました。今後も状況が変わる都度、話し合いを持っていきたいと考えています。また、「ライフゆう」に関しましては児童相談所だけではなく、こども施設指導監査課や福祉部指導監査課とも協議しながら意見交換をしていきたいと考えています。

重心の方のご家族とは今年度の担当者をお知らせする手紙を送付すると同時に、電話や面接をさせていただいて現況をうかがったり、療育手帳の更新時にお話をさせていただいています。

- (3) 重度重複障害者も利用の対象とすること

### 【こども育成部・児童相談所】

もともと「入所調整に関する事務取扱要領」により入所条件の幅は持たせているので重度重複障害者の方の入所についても考慮していきたいと思っています。ただし、要領では「空床が生じたとき」に限っており、かつ、重度重複障害の方で満床としてしまうと、その後に本来の重心認定児者が入所できなくなる事態も想定されますので、調整が必要です。また、重度重複障害の方々の中で入所希望者が多かった場合の選考方法についても今後検討していかなければならないと考えています。

## 2. 障害者地域作業所関係（日中活動関係）

- (1) 障害者地域作業所や障害者地域活動支援センターへの支援は、横須賀市独自の事業であり、これらの事業所の活動は、他の障害福祉サービス事業と比較して柔軟性を持って運営できるというメリットがある。また、障害福祉サービス事業にのることが出来ない方や、小規模な事業所でなければ通所することができない方、制度の狭間で障害福祉サービス事業では対応

できない方にとって必要不可欠なものとする。

しかしながら、昨年の回答では、障害福祉サービス事業に移行を進めることに重きがおかれているように思われる。この制度をより有効に機能させるためにも、社会情勢にあった補助金の増額をはかると共に、あり方について横須賀・三浦作業所連絡会と丁寧な話し合いを実施し、これからの役割を双方で確認できるようにすること

#### 【福祉部・障害福祉課】

平成 26 年 4 月より消費税が 5%から 8%に引き上げられたことに伴い、障害福祉サービス等の基本報酬が平均して 0.69%増額されたため、平成 27 年度の地域作業所等運営費補助金の基本補助額について、同様に 0.69%を乗じた額（千円未満四捨五入）を増額しました。

この結果、基本補助額は、Aランク（実利用 18 人以上）が 10,522 千円（72 千円増額）、Bランク（実利用 13～17 人）が 9,415 千円（65 千円増額）、Cランク（実利用 8～12 人）が 8,307 千円（57 千円増額）となっています。

今後も、障害者地域作業所や地域活動支援センターのあり方について、作業所連絡会と話し合いの場を持っていきたいと考えています。

- (2) 作業所や地域活動支援センターといえども、消防法や建築基準法の遵守を求められる時代になっている。更に障害のある利用者の安全を確保する観点からも耐震を満たす建物を借用できるように家賃補助や更新時の更新料の増額を図ること

#### 【福祉部・障害福祉課】

利用者の安全を確保するために、建物耐震化等の必要性があるものと認識していますが、現時点では、家賃補助等の増額を行うことは考えていません。

なお、地域作業所等が指定障害福祉サービス事業に移行する場合は、「障害福祉サービス事業移行支援補助金」を活用することで、耐震化された建物への移転や消防設備を含めた新体系適合のための改修工事が可能となっていますので、地域作業所等が指定障害福祉サービス事業に移行できるよう支援していきたいと考えています。

- (3) ともしびショップ「マリン」について

① 横須賀市庁舎内に設置したことで、施設・作業所製品の普及や、直接利用者の方と接することで障害者への理解が深められたと思われる。このことは、障害者理解を推進するための大きな役割を果たしている。

そのためにも、マリンの運営を安定させ障害者理解をより一層推進していくためにも、マリンの運営に対して助成制度を設けること。

#### 【福祉部・障害福祉課】

現時点では、マリンの運営に対して助成制度を設けることは考えていませ

ん。

なお、マリンの運営については、必要に応じて、作業所連絡会と話し合いの場を設けていきたいと考えています。

- ② 障害者優先調達推進法の関係で、マリンを窓口とすることは法律的に問題があるとされているが、どのようにしたら窓口となれるかを検討し、マリンを窓口の一つに位置付けること。今は形式的に障害福祉課が窓口になっているが、実態は横須賀・三浦作業所連絡会が対応せざるを得ない状況である。障害福祉課が本来の機能を果たしていくのであれば、庁舎内での情報共有に努めること

#### 【福祉部・障害福祉課】

障害者優先調達推進法では、障害者就労施設等が単独・相互連携・もしくは共同して、物品等の購入者に対し、情報提供・品質の向上及び供給の円滑化に努めることとしています。（第11条関係）

また、共同受注窓口は、全市的に一本化された窓口として設置することが望ましいと考えます。

そこで、「横須賀市障害とくらしの支援協議会 しごと支援連絡会」の中に、「受注機会拡大プロジェクト」を平成28年度に設置して、共同受注窓口のあり方等について検討を行っていく予定です。

### 3. グループホーム関係

- (1) 今年の意見交換会において、「グループホームが必要である」という多くの意見がでた。しかし、実際にグループホームの設置を考えると、従来 家の延長線上であったものが、火災などの被害防止のため消防法や建築基準法などの制約（スプリンクラーを建物に設置することに家主の理解を得ることが難しい。また、設置することで家賃が増額されることがあるなど）を受けようになったことで、物件を探すのが困難な状況になっている。市としてグループホームの具体的な誘導策を講じること

#### 【福祉部・障害福祉課】

災害に備え、自力での避難が困難な障害者等が入所する施設やグループホームの防災・安全対策を図ることは行政も運営者においても大切な責務であると考えます。確かに法的な規制強化により運営者の負担が増すことはあるかもしれませんが、利用者の安全が第一です。

設置誘導策といたしましては、引き続きグループホームの整備費や家賃等の助成を継続してまいります。またグループホーム入居者の安全確保・防災対策の推進のため、平成25年度よりスプリンクラーの整備費補助を実施していますが、平成28年度以降も国庫補助金を活用し、引き続き補助を行っていく予定です。

(2) サテライト型グループホームへの支援体制を整えること

**【福祉部・障害福祉課】**

サテライト型のグループホームは、全国的にみても数は多くありませんが、現行の制度では、本体グループホームに付帯した住居ですので、家賃助成等の運営費補助も、本体グループホームと併せて助成対象と考えております。

(3) 共生という観点から、市営住宅公営住宅の建て替え時には障害者のグループホームを併設すること

**【都市部・市営住宅課】**

現在、市営住宅を建て替える計画はありません。

また、今後、市営住宅の建て替えが必要になった場合には、当該住宅に併設する施設の必要性などを含め、その時点でのニーズ等を調査し、関係部局と調整しながら検討します。

4. 65歳以上（疾病によっては40歳以上）の方の介護保険と障害福祉サービス事業の併用は、厚生労働省の通知文が浸透した結果、介護保険優先原則は残るものの柔軟に対応できるようになってきた。今後も折にふれ介護保険のケアマネジャーをはじめ関係する機関に情報提供と研修を実施すること

**【福祉部・障害福祉課】**

原則として、介護保険の対象となる障害者については、介護保険サービスが優先されますが、介護保険制度にないサービス等については、障害特性を考慮し、障害福祉サービスを受けることが可能であり、また、現在の介護保険サービスの支給量で不足する場合は、事情を勘案した上で、障害福祉サービスを利用することが可能となります。

今後も、介護保険の対象となる障害者への福祉サービスの提供については、ケアマネジャーと連携を図って対応していきたいと考えています。

なお、ケアマネジャーに対しては、介護保険事業者を対象とした集団指導講習会等を活用して、介護保険制度と障害福祉サービスの関係性について、周知を図っていきたいと考えています。

5. 6月から単独型の短期入所施設が開所した。単独型短期入所施設が本来の役割をはたしていくことができるように、実態の把握に努め、必要に応じて支援策を講ずること

**【福祉部・障害福祉課】**

単独の短期入所施設の設置・運営は、民間の社会福祉法人が行いますので、その運営と運用については、当該社会福祉法人の運営方針を尊重すべきと考えますが、市としても法人と協力体制をとりながら、より活用しやすい施設をめざして必要な意見交換をしていきたいと考えています。

## 6. 防災・災害時関係

(1) 横須賀市職員（避難所支援班）は、避難者に対し、避難者数の集計、負傷の有無の確認報告、避難者班編成準備、避難者カードの配布記入、防災収納庫、防災備蓄倉庫よりの資機材の搬送等を指示する立場にある。

横須賀市職員（避難所支援班）は、発災時の円滑な業務遂行のためにも、日頃より、学校関係者、地域住民と地域防災訓練を共におこない、顔見知りとなり、共同訓練の結果として地域の課題抽出や、実情を反映した防災マニュアルの見直しを積極的に進めること

### 【市民安全部・地域安全課】

震災時避難所（以下「避難所」と言う。）における避難所支援班の主な役割は、情報収集・伝達等、地区対策本部（行政センター）及び市災害対策本部との連絡調整です。もちろん、避難所の開設、運営の支援にも携わりますが、運営の主体は、避難者です。また、訓練の内容やマニュアルの見直しは、各避難所運営委員会で検討し、学校及び市が協力して進める体制となっております。

訓練の結果として改善すべき課題については、積極的にマニュアルの見直しを提案し、促進してまいります。

避難所支援班を担っている市職員は、平常時からあらかじめ指定しており、避難所での役割認識を中心とした内部研修を毎年実施しています。

災害時は全庁で対応にあたるため、普段防災業務に精通していない職員も多いことから、災害時の市職員としての心得や避難所施設の機能（学校職員との情報共有や避難所資器材等の確認）などの知識習得も繰り返し行っています。

今後、避難所運営訓練の職員参加も含めて、より実践的な避難所運営を目指して検討してまいります。

(2) 平成 27 年度から平成 32 年度までの「横須賀障害者福祉計画」のなかで初めて「大規模災害時における障害者に対する支援の取り組み」が記載された。しかしながら、大規模災害時における災害時避難所の開設や、災害弱者の受け入れについては地域によって町内会のとりにくみに大きな差がある。災害弱者の受け入れ体制の整備に向けては、障害福祉課が市民安全部と連携し各町内会に積極的に働きかけること

### 【福祉部・障害福祉課】※市民安全部協議済み

平成 27 年度は、市民安全部主催の自主防災指導員育成講習会において、地域の自主防災組織の役員を対象に、福祉避難所の開設に関する周知・啓発を行いました。また、地域の避難所開設訓練に参加し、要援護者支援についての理解を深めるための取り組みを行いました。平成 28 年度についても、引き続き、自主防災組織等へ働きかけていきたいと考えています。

## 7. 障害福祉課の窓口対応について

4月になり職員の異動等によって、慣れないためか窓口業務が非常に滞っている。慣れるまでの間ベテラン職員を配置したり等の工夫をおこない、窓口業務に支障がおこらないようにすること

### 【福祉部・障害福祉課】

4月は住民異動や年度変わり等に伴う手続きの増加により、窓口業務が通常よりも混雑する時期となっています。さらに人事異動によりベテラン職員が減ることもあり、来庁されるお客様に迷惑をお掛けしていますが、できる限り窓口職員を配置し、少しでもスムーズに対応できるよう心がけていきたいと考えています。

## Ⅸ 地域のくらしのなかで

### 1. 放課後等デイサービスなど ※こども青少年支援課、支援教育課協議済み

(1) 障害のある方のサービスは、少しずつ広がってきていると思われる。学校あるいは通所施設が終わったあとで放課後等デイサービスや日中一時サービスを利用されている方が増えてきている。

しかし、民間事業者が多数参画してくるなかで支援内容については様々であり、市として実態把握に努めると共に、適切な事業運営確保のための評価制度を導入するなどして指導すること

### 【こども育成部・こども施設指導監査課】

放課後等デイサービス等障害児通所支援事業所の支援内容については、定期的に実施している実地指導等において実態を把握し、より質の高い運営が行われるよう、指導等しています。

平成27年4月に厚生労働省より放課後等デイサービスの支援の質の向上を図る目的で「放課後等デイサービスガイドライン」が策定されました。

この「放課後等デイサービスガイドライン」には、支援の質の向上はもちろんのこと、事業所による自己評価や利用保護者による評価についても記載されており、すでに市内の全事業者へ周知を図っています。

今後も、事業者がこの「放課後等デイサービスガイドライン」の活用による自己評価等が行われるよう、集団指導講習会等あらゆる機会を通じて指導等していきたいと思います。

(2) 放課後等デイサービスにおいては、保護者のみならず学校との連携が不可欠である。支援内容について学校とも連携をはかること

### 【こども育成部・こども施設指導監査課】

平成27年4月に厚生労働省より放課後等デイサービスの支援の質の向上を図ることなどを目的とした「放課後等デイサービスガイドライン」が策定さ



れました。この中には放課後等デイサービスの支援内容や学校等関係機関との連携についても示されており、すでに市内の全事業所へ周知を図っています。

今後も、この「放課後等デイサービスガイドライン」を活用しながら、事業者と市が一体となって利用者によりよい支援ができるよう取り組んでいきます。

## 2. 成年後見制度について

(1) 「あんしんセンター」については、現在 預り金を届けるのは2週間に1回となっている。しかし、利用されている方によっては、すぐに使ってしまうなどの不都合が生じている。利用される方の生活実態にあわせた支援体制をとることができるようにすること

### 【福祉部・福祉総務課】

あんしんセンターは、神奈川県社会福祉協議会の委託を受け、横須賀市社会福祉協議会が業務を行っていますが、利用者の生活実態にあわせた体制を整備するよう働きかけていきます。

(2) 成年後見制度利用支援事業については、非常に利用しにくい実態がある。成年後見制度は障害者の高齢化によってこれからますます必要な制度であると考えます。

今後、成年後見制度利用支援事業について利用促進を図ること。併せて制度・仕組みについてわかりやすい説明と共に周知を図ること

### 【福祉部・障害福祉課】※福祉総務課協議済み

障害福祉課では、成年後見制度利用支援事業において、対象者が想定を上回った場合にも必要な助成を行っていきたくと考えています。

また、障害者の権利擁護担当係を明確に位置づけ、成年後見制度に関する情報提供に努めてまいります。具体的には、障害とくらしの支援協議会において、相談支援事業者や民生委員、障害福祉サービス事業者等の地域福祉関係者によるネットワークの構築を図ること、成年後見制度の普及・啓発に向けた講演会の開催等を考えています。

なお、昨年の講演会は、8月21日（金）に障害福祉課の主催により開催いたしました。

## X 医療について

### 1. 市民病院・うわまち病院について

(1) 市民病院での小児科の入院の再開をすること。また、うわまち病院の小児科のベッド数を増やすこと

**【健康部・地域医療推進課】**

市民病院小児科の入院再開に向けては小児科医の確保が欠かせませんが、指定管理者の公益社団法人地域医療振興協会と連携し、大学医学部に派遣要請を重ねるとともに、公募による確保を進める等の取り組みを今後も行い、入院診療の再開に向けて、引き続き努めてまいります。

うわまち病院小児科のベッド数については、うわまち病院全体が手狭であり増やすことが困難な状況にあります。

(2) 市民病院での精神科の入院を可能にすること

**【健康部・地域医療推進課】**

市民病院における精神科の入院については、新たに精神病棟を整備し専門スタッフを確保することが必要であり、対応が困難な状況にあります。

2. 入院時コミュニケーション支援については、病院・事業所共に十分に情報が行き渡っていない。この事業についてより一層周知を図ること

**【福祉部・障害福祉課】※地域医療推進課協議済み**

平成 27 年度に入り、事業の周知も徐々に進み、14 の事業所（平成 28 年 3 月現在）と実施協定書を取り交わしました。利用実績も 延 64 日を超え、今後も増えることが予想されます。

意思疎通の困難な重度障害者が適切な診療を受けられるよう引き続き、本事業の周知に努めてまいりたいと考えています。

3. 医療費について

(1) 重度障害者医療助成制度については一部負担金を導入せず現状のまま継続すること

**【福祉部・障害福祉課】**

重度障害者医療費助成制度の一部負担金について、神奈川県では平成 20 年 10 月から導入していますが、本市では平成 28 年度も導入する予定はありません。

(2) 重度障害者医療費助成制度のなかに精神障害者 2 級の人も加えること。

また入院費も認めること。近隣市の実施例を参考に、まずは 2 級の通院費を認めるなど、段階的に実施すること

**【福祉部・障害福祉課】**

重度障害者医療費助成制度は、昭和 48 年に神奈川県が重度の身体・知的障害者を対象に創設された制度であり、県の補助を受けながら運営しています。

そのため、神奈川県が、平成 24 年度に精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者の入院を除く医療費を新たに補助対象に加えたことに伴い、本市においても

平成 25 年 10 月から同じ内容で補助対象を拡大しました。

しかし、県は精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者の入院と、2 級所持者を対象としていないため、本市としても、現時点では新たに対象とすることは考えていませんが、今後の県の動向を注視していきたいと考えています。

- (3) 精神障害者は地域生活を維持するために、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証、精神障害者保健福祉手帳、障害年金の申請をする。それらは医師の診断書を必要とするものも多く費用や労力がかかるため、より一層の簡素化を進めること。診断書作成費用については、医療機関ごとに異なる現状を市の指導で統一することを検討すること

#### 【福祉部・障害福祉課】

各サービスについては、障害者総合支援法、精神保健福祉法、年金各法など、根拠法令等が異なっています。そのため、同じような書類が複数必要になることは認識しています。国は、既に、精神障害者保健福祉手帳の申請時の添付書類として、障害年金証書の写しを手帳用診断書に替えることを可能としたり、自立支援医療受給者証の診断書の提出を 2 年に 1 回に変更するなど様々な改善を行ってきています。申請書類の簡素化等については、今後も国の動向を注視していきたいと考えています。

なお、診断書作成料については、診療報酬単価ではないため、各医療機関で定めることとなります。各医療機関が独自に定めるものを統一するよう指導することは、市として馴染まないものと考えています。

## XI そのほか

### 1. 横須賀市総合福祉会館について

障害者の方が余暇等で楽しめるスペースが横須賀市内にはない。総合福祉会館の 2 階を多目的スペースとし、開放すること

#### 【福祉部・福祉総務課】

総合福祉会館は、現在、施設配置適正化計画における「施設分野別実施計画」の策定において、公共施設のあり方を検討していますので、今後の会館全体の方向性を検討する際に、併せて検討してまいります。

### 2. 「障害者福祉計画」の確実な実施に向けて、P⇒D⇒C⇒A サイクルでの具体的な進行管理の方法とチェック機関のあり方を示すこと

#### 【福祉部・障害福祉課】

横須賀障害者福祉計画の第 7 章で、この計画の推進に関する必要な事項の検討や着実な進行管理は、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会で行っていくこととしています。